

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会
TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028
URL <http://rokyo.net>

年末調整について

送信枚数 本紙含み 3 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年も残すところあとわずかとなり、年末調整の時期が近づいてまいりました。

既に税務署から年末調整関連の書類が届いているかと思しますので、事業所の皆様におかれましては、扶養控除等申告書、保険料控除申告書などの準備が出来次第、少しずつ整理を行って頂き、余裕を持って年末調整に取り掛かって頂ければと思います。

☆ 各控除と年末調整に必要な書類

控除の種類	控除の適用を受けるために必要なもの
扶養控除 (配偶者控除、 配偶者特別控除)	扶養控除等(異動)申告書 ※配偶者等の扶養家族にアルバイト・パート等の給与所得がある方については、「給与所得の源泉徴収票」等、24年分の所得が確認できる書類(金額の申し出だけでも結構ですが、ご本人から申告された配偶者等の収入額が実際の金額と異なっている場合は是正の対象となりますのでご注意ください)
社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料控除証明書(必須) ・国民健康保険料等は支払った年間額が分かれば添付書類は不要(配偶者、扶養者分についても本人が保険料を負担していれば控除の対象にできます)
生命保険料控除 ※改正点参照	生命保険料控除証明書【一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険】 (各保険会社より送付)
地震保険料控除	地震、旧長期損害保険料控除証明書(各保険会社より送付)
小規模企業等掛金控除	支払証明書
住宅取得等特別控除※	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅取得等特別控除申告書(初年度に確定申告をしていれば、2年目以降分はまとめて税務署より送付されます) ・金融機関等が発行した借入金の年末残高等証明書 ※今年住宅を取得された方については確定申告となります

本年新たに入社された方で前職のある方は、前職分の源泉徴収票(平成24年分給与所得の源泉徴収票)をご用意下さい。

次ページから、今年の年末調整に係る改正点と、平成25年1月以降ご注意頂きたい点について掲載しています。3ページ目の内容については、平成25年1月以降の給与計算に関わる部分もありますので、ご注意ください。

御社の業務PR・販路拡大・仕事のネットワーク作りにご活用ください
「労務協会通信」と一緒に会員(現在約260社)へ向けて御社のPR文章をFAX致します。
また、御社からDM等を郵送・FAXする際にご利用いただける組合員名簿の提供を行っています。

お問い合わせ
お申し込みは
労務協会担当者まで!

昨年と比べて変更された事項

☑生命保険料控除の仕組みが変わりました

・平成24年1月1日以降に加入した保険契約(新契約)について、従来の「一般生命保険」「個人年金保険」に加えて、新たに「介護医療保険」の控除が新設されました。

(「介護医療保険」とは、介護(費用)保障、または医療(費用)保障を内容とする契約に基づく保険とされています。)

それぞれの保険料控除の適用限度額は、所得税4万円(個人住民税2.8万円)に変更となり、適用限度額の合計は所得税12万円までとなります。(個人住民税は現行のまま合計7万円まで。)
「一般生命保険」「介護医療保険」「個人年金保険」それぞれの計算式は以下の通りです。

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円 以下	支払った保険料等の全額
20,001円 から 40,000円	(支払った保険料等の合計額) × 1/2 + 10,000円
40,001円 から 80,000円	(支払った保険料等の合計額) × 1/4 + 20,000円
80,001円 以上	一律に40,000円

注 意 点

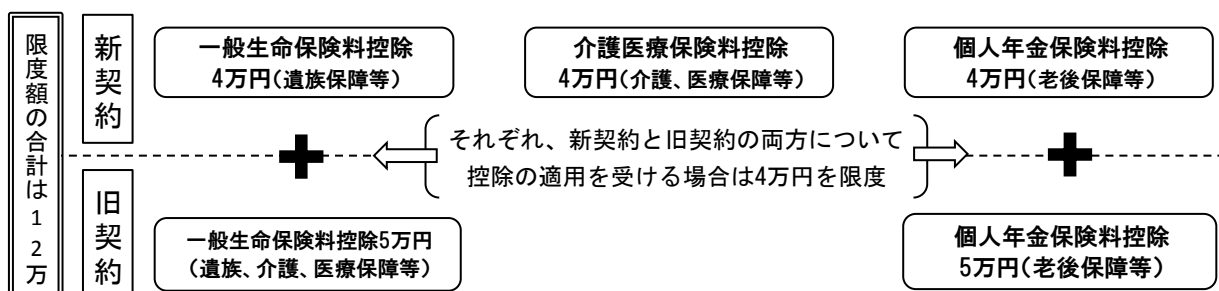
①平成23年12月31日以前に加入した保険契約等(旧契約)については、従来どおりの計算式となります。(一般生命保険料、個人年金保険料とも上限 各5万円、合計で10万円まで)

②新・旧両方の保険契約がある場合、両方について控除の適用を受ける場合は、

- ・新契約で支払った保険料については、上の表の計算式で計算した額
- ・旧契約で支払った保険料については、従来どおりの計算式で計算した額

・の合計額となり、限度額は「一般生命保険」「個人年金保険」「介護医療保険」それぞれ各4万円となります。旧契約であっても、新旧両方の控除を受ける場合は、限度額4万円となりますのでご注意ください。

新契約・旧契約 両方の適用を受ける場合のイメージ



※「新」「旧」の区別は、保険会社から送付されてくる控除証明書に記載されていますので、ご確認下さい。

送信枚数 本紙含み 3 枚

☑通勤手当の非課税限度額が変わっています

①通勤手当のこれまでの取扱い

自動車等で通勤している人の通勤手当については、その距離に応じて一定額(距離比例額)が非課税とされ、公共交通機関(電車、バス等)を利用し、通勤の片道が15km以上の人の通勤手当については、運賃相当額(通常かかる電車賃等)が距離比例額を超える場合には、運賃相当額(最高額は、月額10万円が上限)までは非課税とされていました。

②改正の内容

運賃相当額(通常かかる電車賃等)が距離比例額を超える場合の、運賃相当額(最高額は、月額10万円が上限)までが非課税とされる措置が廃止されました。これにより通勤手当の金額が距離比例額を超える場合は、その超えた金額については課税の対象となります。

例)	改正前	改正後								
通勤距離片道50km (距離比例額24,500円)、 運賃相当額30,000円、 通勤手当32,000円の場合	<table border="1"> <tr> <td>32,000円(通勤手当の額)</td> <td>2,000円が課税対象</td> </tr> <tr> <td>30,000円(運賃相当額)</td> <td rowspan="2">運賃相当額 まで非課税</td> </tr> <tr> <td>24,500円(距離比例額)</td> </tr> </table>	32,000円(通勤手当の額)	2,000円が課税対象	30,000円(運賃相当額)	運賃相当額 まで非課税	24,500円(距離比例額)	<table border="1"> <tr> <td>7,500円が課税対象</td> <td rowspan="2">距離比例額 まで非課税</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	7,500円が課税対象	距離比例額 まで非課税	
32,000円(通勤手当の額)	2,000円が課税対象									
30,000円(運賃相当額)	運賃相当額 まで非課税									
24,500円(距離比例額)										
7,500円が課税対象	距離比例額 まで非課税									

※マイカーや自転車で通勤する従業員については通勤距離の把握が困難なため、各人の通勤距離に関わらず一定額の通勤手当を支給している事業所もあろうかと思われます。これを機会に、各従業員の通勤距離を確認の上、改正に係る課税・非課税の扱いが正しいものになっているかチェックをしてみてください。

平成25年から改正される事項

☑平成25年以降の所得税から、復興特別所得税が上乘せされます

・東日本大震災の復興財源として、「復興特別所得税」「復興特別法人税」が創設されました。個人が納める所得税については、平成25年から平成49年まで所得税プラス復興特別所得税を併せて源泉徴収する事となります。

☆平成25年1月以降 源泉徴収する所得税、及び復興特別所得税の額

$$\text{給与支払金額等} \times \text{合計税率}(\%) * = \text{所得税額及び復興特別所得税額}$$

$$* \text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

※平成25年1月1日以降の給料計算においては、新しい所得税の源泉徴収税額表を使用する事となりますので、くれぐれもご注意ください。(税務署から送付されてきた年末調整の書類一式が入った封筒の中に、新しい税額表が入っています。)

○年末調整に係るその他の注意点

平成23年度から、16歳未満の扶養親族に対する控除が廃止されているにもかかわらず、扶養人数に含めて月々の源泉徴収を行っているため、年末調整時に不足額が発生しているケースが見られます。くれぐれも16歳未満の扶養親族は扶養人数に含めないようご注意ください。

この通信には改正点等の一部を掲載しています。その他の改正点や詳細については、国税庁H.Pでもご確認頂けます。